

社団法人日本美容医療協会のご案内

設立目的

(社)日本美容医療協会(以下協会と記載)は、21世紀に向かって平和で文化的な美しい長寿社会を迎えるにあたり、国民の福祉と文化的健康増進のために正しい美容医療の啓蒙活動と、この医療に携わる者の技術の養成ならびに社会的モラルの向上を図ることを目的として1991年に設立された。

所在地

☎102-0093

東京都千代田区平河町2-3-4 平山平河町ビル3F

社団法人日本美容医療協会 事務局

TEL:03(3239)9710 FAX:03(3239)9712

事業内容

- 1) 国民に対する適正な美容医療の普及啓蒙活動に対する事業
- 2) 美容医療に係る相談などに関する事業
- 3) 美容医療医の医道の向上に関する事業
- 4) 適正な美容医療提供の確保に関する事業
- 5) 美容医療の資質の向上に関する事業
- 6) 美容医学および美容医療についての学術研究および調査に関する事業
- 7) 美容医療により障害を受けた者の補償に関する事業
- 8) 美容医療関連分野に対する協会および助成に関する事業
- 9) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

会員種別 (入会の申込手引き書参照)

- 1) 正会員
- 2) 準会員
- 3) 賛助会員

入会金・会費

事務局までお問合せください。

社団法人 日本美容医療協会 事務局

TEL: 03 (3239) 9710 FAX: 03 (3239) 9712

協会会員の特典

- 1) 会員は協会の発行する協会速報が送付される
- 2) 会員は協会主催の講習会に出席し、最新の美容医療情報を入手できる
- 3) 会員は医療上の相談を受けることができる
- 4) 総会は正会員で構成され、正会員は総会(定例総会・臨時総会)に出席し意見を述べることができ、議決権を有し、また役員の選挙権・被選挙権を有する
準会員および賛助会員は総会に出席し意見を述べることはできるが、議決権・役員の選挙権・被選挙権は有しない
- 5) 正会員は協会の定める所定の審査を受け、これに合格すれば適正認定医(通称 マル適医)の資格を得ることができる
- 6) 正会員は協会開設ホームページに参加(有料)できる
- 7) 正会員・準会員は所定の様式に従い、日本美容医療共済会(美容外科医療過誤賠償責任共済)に加入できる
- 8) 賛助会員は協会速報の所定のサイズの広告を無料で掲載できる(別サイズを希望される場合は有料)
協会主催の講習会等への機器展示出展の場合は原則的に便宜が与えられる

入会申込書の手引き

入会の申込の方は、所定の申込書に写真を貼付して下記の要領にしたがってご記入の上、協会事務局宛ご提出下さい。

なお、どの会員申込資格を有するかは後記の参考資料にてご判断下さい。

記

(I) 入会申込書の記入要領

1. 入会申込書の記入事項はすべてコンピューターに記憶させますので楷書ではっきりと記入して下さい。
2. 発送年月日は、この書類を協会宛投函する日付として下さい。
3. 会員種別については、該当するものに○印をつけて下さい。
4. 本協会の会計年度は4月～3月です。入会年度を所定の欄に必ず記入して下さい。
5. 希望通信先（郵便物等送付先）は、所定の欄に必ずチェックして下さい。
6. 最終学歴は最終卒業学校名、卒業年（西暦）を記入して下さい。
7. 卒後履歴の所属機関の名称は、大学の場合には学部・所属科まで記入して下さい。
8. 推薦状の推薦者は、協会の正会員2名とし、うち1名は当該支部所属の正会員であることが必要です。また入会后会員が協会に対して不始末があった場合は推薦者の信義が問われることがありますので、氏名は必ず推薦者自身が自署して下さい。
9. 入会申込書以外に下記の書類を添付して下さい。
 - (1) 医師免許証の写（賛助会員の場合は不要）
 - (2) 正会員として申し込む場合
 - (イ) 開業医 ※地区日本医師会会員証明書の写
※6年間の臨床経験を証明する書類
(保健所へ申請した書類等の写)
 - (ロ) 勤務医 ※3年間の形成外科研修を含む6年間の臨床経験を証明する書類の写

10. すべての会員は、入会時に本協会の趣旨を遵守する誓約書を添えていただきます。

(II) 入会の諸手続きについて

1. 会員入会の可否は本協会の会員委員会にて審査し、理事会にて承認します。理事会は年に数回開かれておりますが、入会のお申し込みをいただいてから理事会の承認まで2、3ヶ月を要する場合がありますのであらかじめご了承下さい。
2. 入会金及び当該年度の会費については、理事会の承認後、請求を申し上げます。入会金及び当該年度の会費の入金後に、はじめて正式に会員となって頂きます。

以上

《会員資格参考資料》

定款第6条

本協会の会員は、次のいずれかに該当する者であって、本協会の趣旨に賛同する者をもってあてる。

- (1) 正会員
 - ① 日本医師会の会員であり、かつ美容医療に従事する医師であって美容医療に関する臨床経験を6年以上を有する者
 - ② ①に掲げる者のほか、理事会で別に定める美容医療に従事する医師
- (2) 準会員 美容医療に関連した医療に従事する医師であって正会員の資格を有しない者
- (3) 賛助会員 本協会の事業を賛同するために入会した個人又は団体

会員入会細則第2条

定款第6条第1号第2における理事会で別に定める事項は、美容外科、形成外科の美容医療に6年以上従事する勤務医であって、その間形成外科の認定医のもとで形成外科研修を3年以上修め、正会員入会后5年以内に日本医師会の会員となる者とする。